

農地整備課

- 新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）
…P1
- 新規事業概要
 - ・ 農地整備事業 …P2
- 公共事業新規評価調書（整備系） …P11

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・ 単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境						
1	農地整備	産業活性化	農地中間管理機構 関連農地整備事業	野田地区	唐津市	浜玉町	大字 東山田	区画整理 A=5.5ha	A	A	A	I	435	公	R12	佐賀県施策方針2023や佐賀県『食』と『農』の振興計画2023の施策に掲げる『磨き、稼ぎ、つながる農業の確立』に対する取組に位置付けられている。	事業実施に関して地元要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されていることにより新規評価を行った。
2	農地整備	産業活性化	法人経営農地整備 事業	三宅地区	唐津市	浜玉町	大字 南山	区画整理 A=1.1ha 排水路工 L=527m 道路工 L=259m	A	A	A	I	40	公	R7	佐賀県施策方針2023や佐賀県『食』と『農』の振興計画2023の施策に掲げる『磨き、稼ぎ、つながる農業の確立』に対する取組に位置付けられている。	法人の営農計画を実現するためには、スピード感を持って基盤を整備する必要がある。そのため、関係者と調整を行った結果、事業実施に向けた体制が整ったため新規評価を行った。

農地整備事業

農林水産部 農地整備課

農地整備事業とは...

事業の目的

「稼ぐ農業」の実現に向け、意欲ある地域の農地や農業水利施設等の営農条件を最適化することが重要である。

このため、「地域で営農構想を策定」し、「担い手の確保」が見込める地区で、これらの実現に必要な農地、農道、用水路、排水路等の整備を実施する。

整備前



狭い圃地、耕作放棄地の発生



地域農業の将来像を描く



整備後のイメージ



圃地を集約、将来の営農に合わせた基盤の整備



農地整備の方法(工法)例

区画整理

- ・狭くて不整形な農地を広くて使いやすい形に整形し、併せて農道や水路の整備を行う。

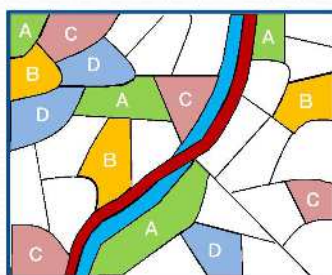


整備前

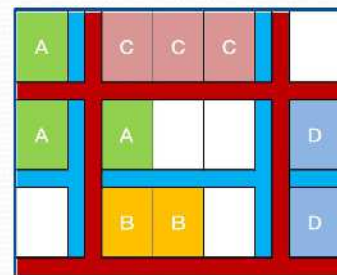


整備後

- ・分散している農地を集積・集約することにより、効率的な農作業ができる。
- ・担い手への農地の集積・集約が容易になる。



整備前



整備後

農地整備事業

野田地区

農林水産部 農地整備課

○事業概要

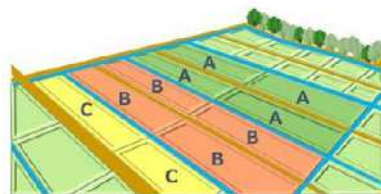
事業地区 ^の野田地区(唐津市)
事業期間 令和7～12年度(6箇年)
総事業費 435百万円
受益面積 5.5ha



さが園芸888運動
チャレンジ! 元気あふれるさが園芸へ

○事業の目的

- ・当地区は、中山間地域の未整備園地であり、高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加しており、地域農業の継続的な営農が困難となりつつある。
- ・このため、**さが園芸888運動を着実に進めるため**、区画整理を実施することで、**営農の効率化**や周辺地域を含めた**担い手への農地の集積・集約**を図り、農業生産額を向上させ、**担い手の稼ぐ農業を実現する。**



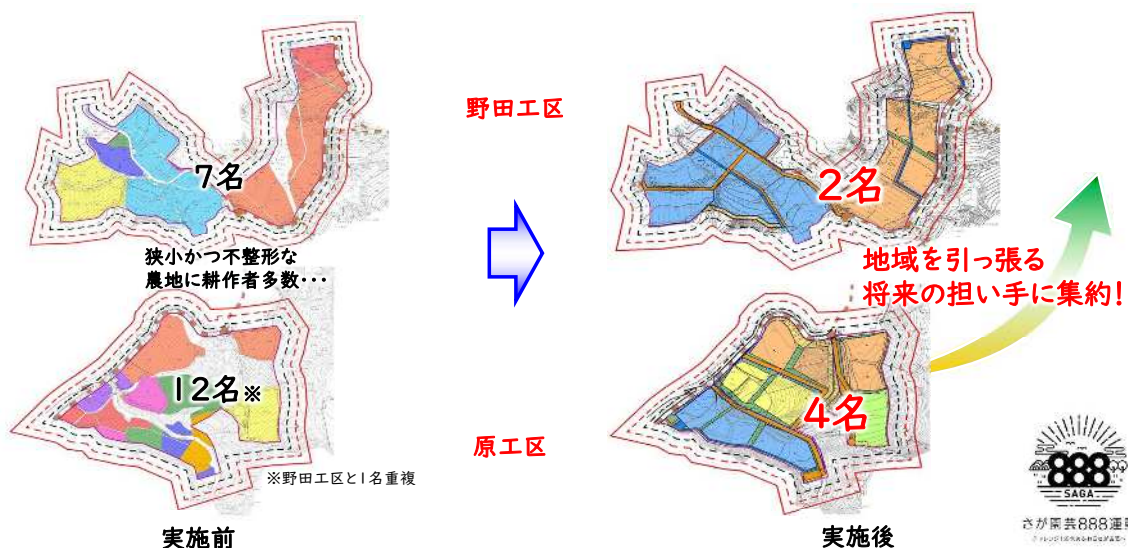
○事業概要（位置図）



○事業概要（担い手への農地集積・集約）

事業実施により地区の全ての農地が担い手に！

	現況 (R6)	計画 (R12)
農業者	18名	6名
うち担い手	10名	<u>6名</u>



○事業概要（高収益作物の導入）

高収益作物の導入により生産額が**2倍以上に！**

現況 (R6)

品目	面積
小ねぎ	1.4ha
ミニトマト	0.4ha
ほうれんそう	0.3ha
みかん	0.2ha
耕作放棄地	3.2ha

生産額 39,855千円/年

計画 (R12)

品目	面積
小ねぎ	0.7ha
アスパラガス	2.4ha
みかん	1.9ha

生産額 81,496千円/年



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系（産業活性化事業）

事業名 農地整備事業

(1) 位置づけ

➡ 【90/100】≧80・・・(A)

○農業振興地域整備計画等

「佐賀県施策方針2023」や「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」及び唐津市の「総合計画」にも位置付けられている。 【20/20】

〔県・市町が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町の総合計画等に事業内容が位置付けられている。【20/20】〕

○園芸作物の作付け拡大

施設園芸の野菜作付面積が、現況2.1haが3.1ha、施設園芸の果樹作付面積が、現況0haが1.9haに増える見込みである。 【10/10】

〔事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある。【10/10】事業の実施により園芸作物の作付面積が維持できる。 【5/10】〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○農業生産性の向上

総事業費435百万円に対し、事業完了後40年間で農業生産額は537百万円となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。【20/20】

農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。【20/20】
事業の実施により作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込める。【10/20】

○担い手の確保

1つの農業法人と5つの認定農家が営農する計画となっており、将来的な担い手の確保ができています。【20/20】

集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める。【20/20】
後継者を集落で育成するなど将来の耕作者確保が見込める。【10/20】

○農地の集積・集約

※集積：地域を中心となる農業経営体（担い手）へ農地を集めること
集約：農地が分散している状況を解消し、まとまった農地利用を図ること

全ての農地（地権者21名）を、担い手（認定農業者、法人）に集約する計画となっている。【10/10】

農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある。【10/10】
将来的に保全すべき農地のゾーニング計画がある。【5/10】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○産地指定作物（野菜、果樹）の導入

果樹産地構造改革計画で指定されているハウスみかん、露地みかんを作付けする計画である。【10/10】

野菜指定産地、果樹産地構造改革計画で対象とする産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている。【10/10】

○産地としての集团的取り組み

該当なし。【0/10】

当該地区を含む地域において、園芸作物の生産振興について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている。【10/10】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果

 **【90/100】 ≥ 80・・・(A)**

○明確な必要性

中山間地域の未整備園地であり、高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加していることから、農地中間管理機構による担い手への集積・集約を図り、より収益性の高い農業を実現するため、整備を行う必要がある。 **【40/40】**

〔地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる。【40/40】〕

○他の公共事業との連携

連携が必要な公共事業は実施されていない。

【0/10】

〔他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。【10/10】〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○費用対効果(B/C)

費用対効果は1.29であり、1.0以上である。

【50/50】

〔費用対効果(B/C)が1.0以上。【50/50】〕

※費用対効果の考え方

$$\begin{aligned}\text{○費用対効果(総費用総便益比)} &= \text{総便益(B)} \div \text{総費用(C)} \\ &= 537\text{百万円} \div 415\text{百万円} = 1.29\end{aligned}$$

- ・総便益(B)：評価期間(工事期間(6年)+40年)で発生する事業効果額の合計(効果の内訳)
 - ・作物生産効果
 - ・品質向上効果
 - ・営農経費節減効果
 - ・維持管理費節減効果
 - ・営農に係る走行経費節減効果
 - ・国産農産物安定供給効果

- ・総費用(C)：着工時点の資産価格 + 当該事業費 + 評価期間における再整備費
－ 評価期間終了時点の資産価格

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境

➡ **【90/100】 $\geq 80 \cdots (A)$**

○市町及び受益農家の合意形成

農業法人を含む担い手農家からなる、当事業に際して設立された浜玉農地利活用推進協議会及び町からの事業申請を受けており、同意は得ている。 **【10/10】**

〔関係市町の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。【10/10】〕

○受益者の負担能力

唐津市の負担については同意を得ている。農家負担はない。 **【10/10】**

〔市町及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4 **【10/10】**〕

○事業推進体制の整備

浜玉農地利活用推進協議会と佐賀県、唐津市、佐賀県農業公社、佐賀県土地改良事業団体連合会などの関係機関とで推進体制が整備されている。 **【10/10】**

〔事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られてる。【10/10】〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○維持管理体制の確保

将来の担い手が明確であり、将来的にも継続して管理が行われる体制が整っている。 **【10/20】**

〔施設管理者と地域組織（多面交付金活動組織、農業法人等）が連携した計画的な保全管理体制が整っている。 **【20/20】**〕

〔施設管理者が将来的に施設を管理できる体制が整っている。【10/20】〕

○営農支援体制の整備

振興センターから営農支援を受ける計画となっている。 **【10/10】**

〔農協、振興センター等を含めた営農支援体制が整っている。【10/10】〕

○関係機関との事前調整

関係機関（文化財）との基本的な協議・調整は完了している。 **【10/10】**

〔施設管理者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている。【10/10】〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○関係法令・基準等との整合

工法は類似事例の実績に基づいて計画しており、妥当である。【10/10】

〔工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。【10/10】〕

○採択要件との適合

農地中間管理権の設定、面積要件、事業効果等の採択基準の要件にすべて適合している。【10/10】

〔事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。【10/10】〕

○経済性・効率性

土地改良事業積算基準や類似事例の実績単価を基に事業費を適切に算出しており、経済的にも妥当である。【10/10】

〔事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。【10/10】〕

○新規評価に基づく判断

(1) 位置づけ 【90/100】 ≥ 80 ・・・(A)

(2) 必要性・効果 【90/100】 ≥ 80 ・・・(A)

(3) 実施環境 【90/100】 ≥ 80 ・・・(A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	農地整備課	課 長	堀部 耕二
		責任者	唐津農林事務所	所 長	片淵 隆昭

事業区分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	435 百万円 (事務費込み)	
		農地中間管理機構関連農地整備事業	野田地区			
事業地			着工予定年度	完成予定年度		
唐津市浜玉町東山田			令和7年度	令和 12 年度		
事業目的			事業内容			
当地区は、小ネギやトマト、ほうれんそう等の野菜を中心とした栽培が行われている。 近年では営農者の高齢化や後継者不足等による農家の減少、農地の荒廃化が課題となっている。 このため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、野田地区の狭歪な農地を、農地整備の施工と併せて将来の担い手への集積化を図ることで、農業生産性が高く、担い手農家が活用しやすい生産基盤の整備を行う。			区画整理工 A=5.5ha (野田工区 3.2ha、原工区 2.3ha)			
評価の視点		評価内容			評価	
(1)位置づけ		【農業振興地域整備計画】 佐賀県施策方針 2023 や佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023 の「稼げる農業の確立」に位置付けられており、唐津市の「総合計画」にも位置付けられている。 (20/20 点) 【園芸作物の作付け拡大】 施設園芸の野菜作付面積が、現況 2.1ha が 3.1ha に増える見込みであり、施設園芸の果樹作付面積が、現況 0ha が 1.9ha に増える見込みである。 (10/10 点) 【農業生産性の向上】 総事業費 435 百万円に対し、事業完了後 40 年間で農業生産額は 537 百万円となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。 (20/20 点) 【担い手の確保】 1つの農業法人と5つの認定農家が営農する計画となっており、将来的な担い手の確保ができています。 (20/20 点)			A (90 点)	

	【農地の集約・集積】 全ての農地(地権者 21 名)を、担い手(認定農業者、法人)に集約する計画となっている。(10/10 点) 【産地指定作物(野菜、果樹)の導入】 ハウスミカン、露地ミカン (10/10 点) 【産地としての集团的取り組み】 該当なし (0/10 点) 上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。	
(2)必要性・効果	【明確な必要性】 中山間地域の未整備園地であり、高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加していることから、農地中間管理機構による担い手への集積・集約を図り、より収益性の高い農業を実現するため、整備を行う必要がある。(40/40 点) 【他の公共事業との連携】 連携が必要な公共事業は実施されていない。(0/10 点) 【費用対効果(B/C)】 費用対効果は 1.29 であり、1.00 以上である。(50/50 点) 上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。	A (90 点)
(3)実施環境	【市町及び受益農家の合意形成】 農業法人を含む担い手農家からなる、当事業に際して設立された浜玉農地利活用推進協議会及び町からの事業申請を受けており、同意は得ている。(10/10 点) 【受益者の負担能力】 唐津市の負担については同意を得ている。農家負担はない。(10/10 点) 【事業推進体制の整備】 浜玉農地利活用推進協議会と佐賀県、唐津市、佐賀県農業公社、佐賀県土地改良事業団体連合会などの関係機関とで推進体制を整備。(10/10 点) 【維持管理体制の確保】 将来の担い手が明確であり、将来的にも継続して管理が行われる体制が整っている。(10/20 点) 【営農支援体制の整備】 振興センターから営農支援を受ける計画となっている。(10/10 点) 【関係機関との事前調整】 関係機関(文化財)との基本的な協議・調整は完了している。(10/10 点) 【関係法令・基準との整合】 工法は類似事例の実績に基づいて計画しており、妥当である。(10/10 点)	A (90 点)

	【採択要件との適合性】 農地中間管理権の設定、面積要件、事業効果等の採択基準の要件にすべて適合している。(10/10 点) 【経済性・効率性】 土地改良事業積算基準や類似事例の実績単価を基に事業費を適切に算出しており、経済的にも妥当である。(10/10 点) 上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。	
--	---	--

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I	特になし
	優先的に実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
・工事实施の際は、使用機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音対策等の環境保全対策を講じる。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
・地区内の道路舗装を行う際は、再生クラッシャーランを活用するなど、コスト縮減を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
さが園芸888運動における園芸団地整備基本方針及びさが園芸888運動園芸団地構想策定要領に基づく唐津市園芸団地整備構想が策定される予定。

農地中間管理機構関連農地整備事業 ^{のだ}野田地区 ^{からつしはまたまちょう}(唐津市浜玉町)

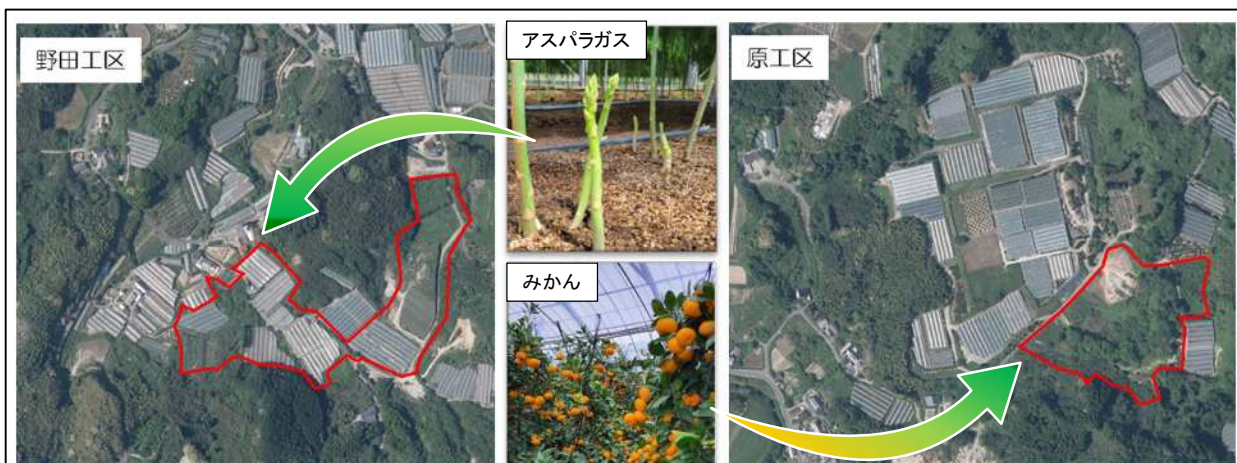
施行箇所: 唐津市浜玉市民センターから南東に約3km付近



4

^{のだ}野田地区 ^{からつしはまたまちょう}(唐津市浜玉町)

整備の必要性: 当地区は、中山間地域の未整備園地であり、高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加していることから、農地中間管理機構を介して大区画化と団地化を行い、再整備することで営農の効率化と周辺地域を含めた担い手への農地の集積・集約を図り、地域が描く農業の実現を図るために整備が必要。



工 期: 令和7年度～令和12年度(6ヶ年)
 総事業費: 435百万円
 受益面積: A=5.5ha
 整備内容: 区画整理A=5.5ha(野田工区3.2ha、原工区2.3ha)

5

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	農地整備課	課 長	堀部 耕二
		責任者	唐津農林事務所	所 長	片渕 隆昭

事業区分	産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	40 百万円 (事務費込み)
		県営法人経営農地整備事業	三宅		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
唐津市浜玉町大字南山			令和 7 年度	令和 7 年度	
事業目的			事業内容		
当地区は、ほうれん草や小松菜、水菜といった葉物野菜を中心とした栽培が行われている。 平成 23 年の法人化後、順調に経営規模を拡大し、令和 6 年度には新たに野菜集荷貯蔵施設を整備し、更なる規模拡大を計画している。 しかし、効率的で安定した農業経営には近隣での農地集積が課題となっている。 このため、規模拡大を目指す法人の目的を実現するため、法人のニーズに合う基盤整備を実施し、稼げる農業を確立する。			区画整理 A=1.1ha (1 工区 0.7、2 工区 0.4) 排水路工 L=527.0m (1 工区 180.0、2 工区 347.0) 道路工 L=259.0m (1 工区 66.0、2 工区 193.0)		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	【農業振興地域整備計画】 佐賀県施策方針 2023 や佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023 の「稼げる農業の確立」に位置付けられており、唐津市の「総合計画」にも位置付けられている。(20/20 点) 【園芸作物の作付け拡大】 施設野菜(ほうれん草、小松菜、水菜)の作付面積が、現況 0.6ha が 1.7ha に増える見込みである。(10/10 点) 【農業生産性の向上】 総事業費 40,000 千円に対し、事業完了後 15 年間で農業生産額は 35,798 千円×14 年※未収益期間 1 年間)501,176 千円となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。(20/20 点)				A (80 点)

	【担い手の確保】 農業法人が営農する計画となっており、将来的な担い手の確保ができて いる。(20/20 点) 【農地の集約・集積】 全ての農地(地権者 5 名)を、農業法人に集約する計画となっている。 (10/10 点) 【産地指定作物(野菜、果樹)の導入】 該当なし(0/10 点) 【産地としての集团的取り組み】 該当なし(0/10 点) 上記評価の結果、評価点数は 80/100 となり、A評価となる。	
(2) 必要性・効果	【明確な必要性】 施設野菜の規模拡大という法人が目指す農業を実現するため、園地整備 や排水施設などの整備が必要。(40/40 点) 【他の公共事業との連携】 連携が必要な公共事業は実施されていない。(0/10 点) 【費用対効果(B/C)】 費用対効果は 5.24 であり、1.00 以上である。(50/50 点) 上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。	A (90 点)
(3) 実施環境	【市町及び受益農家の合意形成】 農業法人及び町からの事業申請を受けており、同意は得ている。 (10/10 点) 【受益者の負担能力】 市の負担については同意を得ている。また、農家負担に伴う所得償還率 は 0.08 となっており、0.4 以下のため問題ない。(10/10 点) 【事業推進体制の整備】 法人の規模拡大について市は推進しており、規模拡大先の地権者からも 了解を得ている。(10/10 点) 【維持管理体制の確保】 既存園地の管理は適正に行われており、将来的にも継続して管理が行わ れる体制が整っている。(10/20 点) 【営農支援体制の整備】 振興センターから営農支援を受ける計画となっている。(10/10 点) 【関係機関との事前調整】 関係機関(文化財)との基本的な協議・調整は完了している。(10/10 点)	A (90 点)

	【関係法令・基準との整合】 工法は類似事例の実績に基づいて計画しており、妥当である。(10/10 点) 【採択要件との適合性】 販売額の向上や農業経営計画の策定など、採択基準の要件にすべて適合している。(10/10 点) 【経済性・効率性】 土地改良事業積算基準や類似事例の実績単価を基に事業費を適切に算出しており、経済的にも妥当である。(10/10 点) 上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。		
評 価	AAA	条 件 等	
判 断	I	特になし	
	優先的に実施		

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
・工事実施の際は、使用機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音対策等の環境保全対策を講じる。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
・地区内の道路舗装を行う際は、再生クラッシャーランを活用するなど、コスト縮減を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

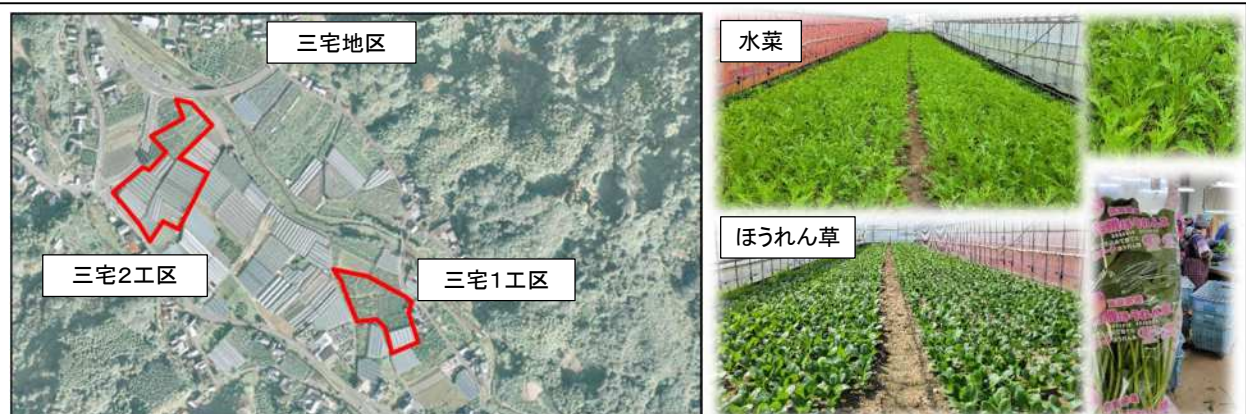
法人経営農地整備事業 ^{さんたく} ^{からつし はまたまちょう} 三宅地区(唐津市浜玉町)

施行箇所:唐津市浜玉市民センターから南東に約3km付近



^{さんたく} ^{からつし はまたまちょう} 三宅地区(唐津市浜玉町)

整備の必要性:当地区の農業法人は、ほうれん草や小松菜、水菜の葉物野菜の栽培を行っているが、更なる経営規模の拡大に向けた農地集積に時間を要しており、法人が目指すスピード感がある規模拡大を実現するため、基盤整備が必要。



【事業概要】

工 期:令和7年度(1ヶ年)
 総事業費:40百万円
 受益面積:A=1.7ha
 整備内容:区画整理A=1.1ha(1工区0.7ha、2工区0.4ha)
 排水路工L=527m(1工区180m、2工区347m)
 道 路 工L=259m(1工区66m、2工区193m)

申請者:株式会社Y.Kカンパニー
 代表取締役:本田和也
 設立:2011年1月
 資本金:200万円
 作付作物:水菜、ほうれん草、小松菜など
 作付面積:露地250a、ハウス250a

新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

様式2改
担当課 農地整備課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
1	農地整備	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	東与賀地区	佐賀市	東与賀町		用排水路L=4km パイプラインL=19km 揚水機場N=22箇所 暗渠排水A=213h a	－	－	C	Ⅲ	将来像の話し合い、地元調整が未了